

大項目	2	持続可能な社会の実現に向けた地球的課題と国際協力
中項目	2-3	持続可能な開発と国際理解・国際協力
小項目	2-3-1	持続可能な地球・世界と SDGs, future Earth
細項目 (発問)	2-3-1-4 国際条約 International treaties	地球的課題に対応する国際条約と評価報告書
作成者名	山野博哉	作成・修正日 2021/2022/2023/2024 Ver. 1.3
キーワード 5~10個程度	気候変動, 地球温暖化, 生物多様性, 気候変動枠組条約(UNFCCC), 京都議定書, パリ協定, IPCC, 生物多様性条約(CBD), 愛知目標, 昆明・モントリオール生物多様性枠組, IPBES,	

発問の意図と説明

1. 地球規模の課題に対応する国際条約にはどんなものがありますか？

国際条約は、条約文書による国家間の合意で、国際法に基づいて成立する国際的合意です。さまざまな条約がありますが、中でも地球的課題に対応する代表的な条約として、「気候変動枠組条約」と「生物多様性条約」が挙げられます。ともに 1992 年に採択された条約で、この条約をもとに各国が取り組みを進めています。

気候変動枠組条約（UNFCCC, United Nations Framework Convention on Climate Change）（参考 URL1）は、大気中の温室効果ガスの濃度の安定化を究極的な目的とし、地球温暖化がもたらすさまざまな悪影響を防止するための国際的な枠組みを定めた条約で、1992 年に採択されて 1994 年 3 月に発効しました。温室効果ガスの排出・吸収の目録、温暖化対策の国別計画の策定等を締約国の義務としています。

この条約に締約している全締約国（途上国を含む）の義務は、1)温室効果ガスの排出及び吸収の目録の作成と定期的更新、2)具体的対策を含んだ計画の作成・実施、3)目録及び実施した又は実施しようとしている措置に関する情報を締約国会議への送付です。日本を含む先進国では、温室効果ガスの排出量を 2000 年までに 1990 年の水準に戻すことを目的に、温暖化防止のための政策措置を講ずること、排出量などに関する情報を締約国会議に報告すること、途上国への資金供与、技術移転を行うことが定められています。

具体的な温室効果ガスの削減などに関しては、条約の締約国が集まって開催される締約国会議（COP: Conference of the Parties）で行われています。第 1 回締約国会議（COP1）は 1994 年 3 月にベルリンで開催され、その後、COP はほぼ毎年 1 回のペースで開催されています。COP3 が 1997 年 12 月に京都で開催され、この地球温暖化防止京都議定書で先進国の温室効果ガス排出量について法的拘束力のある各国ごとの数値約束を定めた「京都議定書」が採択されました。先進国全体で、2008 年から 2012 年の間までに温室効果ガスの排出量を 1990 年の水準より 5%削減することが目標とされ、日本では 6%の削減が掲げられました。

しかし、京都議定書が採択された 1997 年以降、新たな枠組みの形成に関する国際交渉は停滞を続けていました。そのような状況下、2015 年に開催された COP21 で、「産業革命前からの気温上昇を 2℃未満に抑えるとともに、1.5℃未満に収まるよう努力することを目的とする」パリ協定（図 1）が合意され、2020 年以降すべての国が参加する国際制度として取り組みを前進させた歴史的なものとなりました。

生物多様性条約（CBD, Convention on Biological Diversity）（参考 URL2）は、生物の多様性を包括的に保全し、生物資源の持続可能な利用を行うための国際的な枠組みで、1)生物多様性の保全、2)生物多様性の構成要素の持続可能な利用、3)遺伝資源の利用から生ずる利益の公正かつ衡平な配分を目的としています。1992 年に採択されて 1993 年 12 月に発効しました。各国はこれに基づいて「生物多様性国家戦略」（日本は参考 URL3）を定めています。第 1 回締約国会議（CBD-COP1）（注：気候変動枠組条約の COP と混同を避けるため、CBD を付けます）は 1994 年 11-12 月にバハマにおいて開催されました。

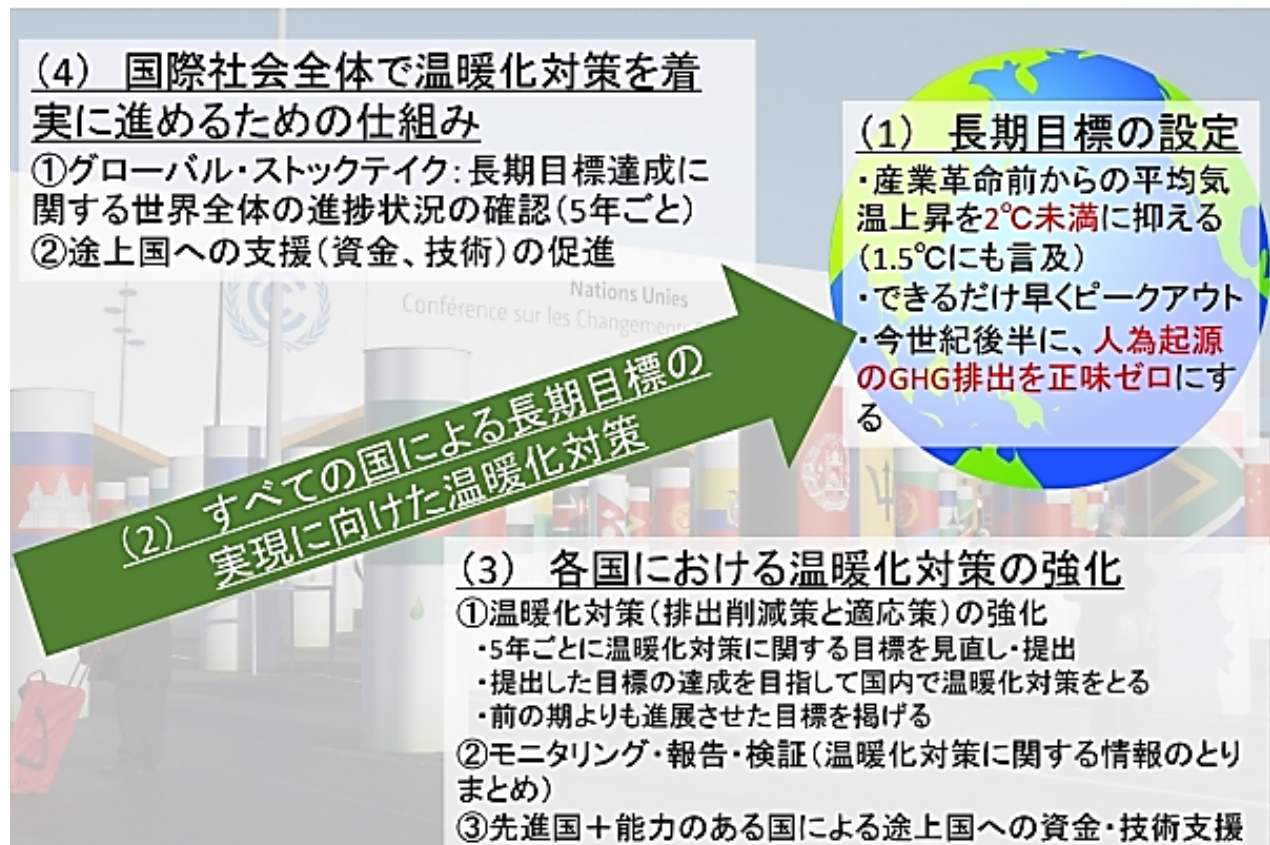


図1. パリ協定の構造 (<https://www.nies.go.jp/kanko/news/35/35-3/35-3-04.html>)

大きな進展があったのは2010年10月に愛知県名古屋市にて開催されたCBD-COP10です。特に、目的3)を達成するための遺伝資源へのアクセスと利益配分（ABS）に関する名古屋議定書と、2011年以降の新戦略計画（愛知目標）が採択されました。愛知目標はSDGsの生物多様性に関する目標にも継承されています。

愛知目標は2020年までであったため、その後、新たな枠組みとして、昆明・モンテリオール生物多様性枠組が2022年末のCBD-COP15で採択され（図2）、愛知目標の2050年ビジョンである自然と共生する社会が継承されています。

昆明・モンテリオール生物多様性枠組においては、目標や手段はより具体化され、例えば、2030年までに生物多様性の損失を食い止め、回復させる（ネイチャーポジティブ）というゴールに向け、2030年までに陸と海の30%以上を健全な生態系として効果的に保全する、30by30（サーティ・バイ・サーティ）目標が定められました。日本においては、30by30達成のために、国立公園など既存の保護区に加えて、民間の取組等によって生物多様性の保全が図られている区域を自然共生サイトとして認定することが始まっており、さまざまな主体が生物多様性の保全に取り組む動きが活発になっています。

2. 科学的な知見は地球的課題への対応にどのように活用されていますか？

条約に基づく目標の設定やその目標の達成には、科学的知見が不可欠です。気候変動、生物多様性ともに科学者が最新の知見をまとめる評価報告書を作成しています。

気候変動においては、気候変動に関する政府間パネル（IPCC; Intergovernmental Panel on Climate Change）（参考URL4）が評価報告書をまとめています。評価報告書は、気候変動に関して、自然科学的根拠、影響・脆弱性・適応、そして温室効果ガスを削減する緩和の3部から構成されています。第1次評価報告書は1990年に発行され、第4次報告書が出版された際には、IPCCはノーベル平和賞を受賞しました。現在は第6次評価報告書が作成されているところで、2021年8月には自然科学的根拠に関する評価書がまず出版されました。その後、影響・脆弱性・適応、緩和に関する報告書が出版される予定です。特定のテーマに関する特別報告書も出版されており、パリ協定に関する特別報告書（1.5℃特別報告書）も発行されています。各報告書には、政策決定者が参考とする「政策決定者向け要約」があり、要約は和訳が行われています（参考URL5）。

生物多様性においては、生物多様性条約事務局が各国の状況を収集して「地球規模生物多様性概況（Global Biodiversity Outlook）」をとりまとめています。2001年に第1版がとりまとめられた後、2020年には第5版が発行されました。そこでは、愛知目標の評価が行われており、多くの目標が未達であったとされています（参考URL6）。その他には、2001年から2005年まで行われた「ミレニアム生態系評価」（参考URL7）や、人間が生態系から受ける恩恵である生態系サービスの経済的評価を行った「生態系と生物多様性の経済学」（参考URL8）が挙げられます。IPCCに対応するような科学者の組織化はやや遅れていましたが、2018年に生物多様性及び生態系サービスに関する政府間科学政策プラットフォーム（IPBES; Intergovernmental Science-Policy Platform on Biodiversity and Ecosystem Services）（参考URL9）が立ち上がり、各種評価報告書が出版されています。2019年には「生物多様性と生態系サービスに関する地球規模評価報告書」（参考URL10）が出版され、生物多様性の損失を食い止めるには、社会変革が必要であることが強調されました（図3）。日本の生物多様性の概況は、「生物多様性及び生態系サービスの総合評価」でまとめられています。最新のものは第3版で、ここでも社会変革の必要性が強調されました（参考URL11）。

最近では、気候変動と生物多様性の問題は互いに関連していると認識され、IPBES-IPCCの合同ワークショップが開催され報告書が出版されました（参考URL12）。例えば、気候変動緩和のために太陽光パネルを過剰に導入してしまうと、森林の破壊などが起こって生物多様性に悪影響を与えます。気候変動と生物多様性以外にも、絡み合う地球規模課題は多く、国際条約や評価報告書を知り、さまざまな課題を俯瞰して解決に向けて統合的に取むことが必要とされています。

参考 URL サイト (2024 年 3 月参照確認)

参考 URL1 「気候変動枠組条約 (UNFCCC, United Nations Framework Convention on Climate Change)」

<https://www.jccca.org/global-warming/trend-world/unfccc>

参考 URL2 「生物多様性条約 (CBD, Convention on Biological Diversity)」

<https://www.mofa.go.jp/mofaj/gaiko/kankyo/jyoyaku/bio.html>

参考 URL3 「生物多様性国家戦略」 日本」 <https://www.biodic.go.jp/biodiversity/about/initiatives/index.html>

参考 URL4 「気候変動に関する政府間パネル (IPCC; Intergovernmental Panel on Climate Change)」

<https://www.data.jma.go.jp/cpdinfo/ipcc/index.html>

参考 URL5 「パリ協定に関する特別報告書 (1.5°C特別報告書)」

<http://www.env.go.jp/earth/ipcc/6th/index.html>

参考 URL6 「地球規模生物多様性概況 (Global Biodiversity Outlook)」 第 5 版 参考 URL7 「ミレニアム生態系評価」

<https://www.env.go.jp/press/files/jp/25570.pdf>

https://www.biodic.go.jp/biodiversity/about/aichi_targets/index_05.html

参考 URL8 「生態系と生物多様性の経済学」

<https://www.biodic.go.jp/biodiversity/activity/policy/valuation/teeb.html>

参考 URL9 「生物多様性及び生態系サービスに関する政府間科学政策プラットフォーム」

(IPBES; Intergovernmental Science-Policy Platform on Biodiversity and Ecosystem Services)

<https://www.biodic.go.jp/biodiversity/activity/policy/ipbes/index.html>

参考 URL10 「生物多様性と生態系サービスに関する地球規模評価報告書」 (

https://www.biodic.go.jp/biodiversity/about/ipbes/files/IPBES_Pamphlet_2021.pdf

参考 URL11 「日本の生物多様性の概況「生物多様性及び生態系サービスの総合評価」

<https://www.env.go.jp/press/109308.html>

参考 URL12 「生物多様性と気候変動に関する IPBES-IPCC の合同ワークショップ報告書」

<https://www.iges.or.jp/en/pub/ipbes-ipcc-cosponsoredwsreport-jpbriefing/en>

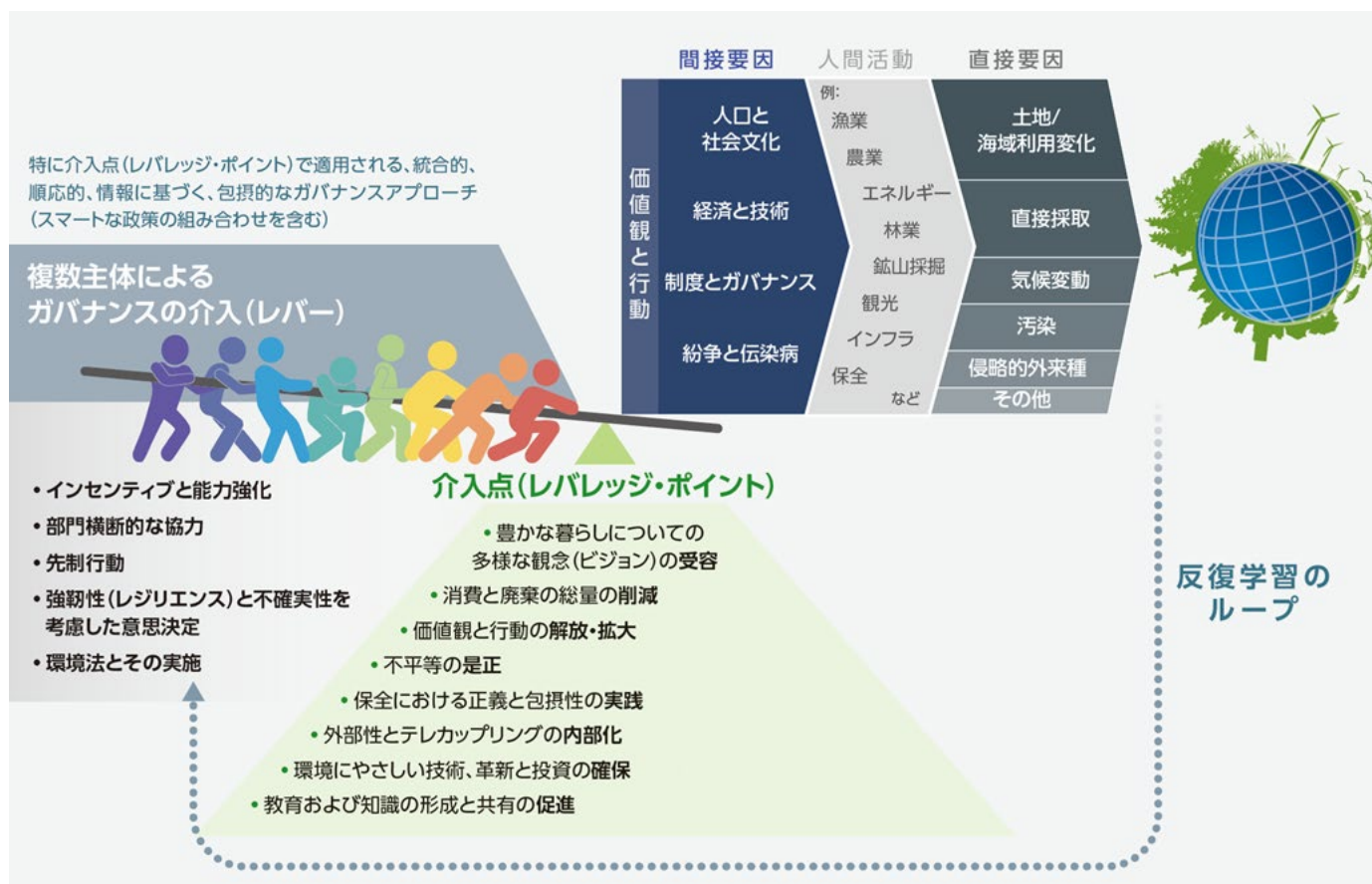


図3. IPBES 生物多様性と生態系サービスに関する地球規模評価報告書で示された、生物多様性の損失をもたらす要因の構造と、地球の持続可能性の実現に向けた社会変革（参考 URL10）。

https://www.biodic.go.jp/biodiversity/about/ipbes/files/IPBES_Pamphlet_2021.pdf